

高松市監査委員告示第22号

地方自治法第199条第12項前段の規定により，工事監査（随時監査）の結果等に基づき，措置を講じた旨の通知があったので，同項後段の規定により，当該通知に係る事項を，次のとおり公表します。

平成18年8月16日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	住谷幸伸
同	伏見正範

工事監査（随時監査）の結果等に基づく措置について

第1 平成16年度工事監査（随時監査）の結果に付した監査委員の意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

1 御殿浄水場洗砂機取替工事について

(1) 工事記録写真の撮影内容について

ア 措置を講じた部課名 水道局浄水課

イ 措置通知日 平成18年5月17日

ウ 監査委員の意見に対する措置内容等

(ア) 意見を付した事項

市が保管する工事記録写真を調べると，その一部に工事記録内容等を記載した黒板が写し込まれているものの，黒板の位置が被写界深度内になく，文字が読めないものが見受けられたので，工事請負契約約款第14条第3項ならびに公共建築工事標準仕様書1.2.4工事の記録(d)および(e)の規定に基づき，工事請負業者に対し，工事の各施工段階において，施工が適正に行われた状況を明確かつ適正に

撮影するよう指導するなど、工事記録写真の撮影の在り方を検討されたい。

(イ) 措置された内容

工事記録写真の一部に、黒板の位置が被写界深度内になく、文字が読めないものが見受けられたことについては、平成17年度から、工事打ち合わせの時に、工事請負人に対し、高松市水道局工事写真撮影要綱に基づき撮影するよう指導することとした。